

国立大学法人東京農工大学特定有期雇用職員給与規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学特定有期雇用職員給与規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考																											
<p>本則</p> <p>(給与の種類、計算期間及び支給日)</p> <p>第2条 特定有期雇用職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="176 533 1008 761"> <thead> <tr> <th>給与の種類</th> <th>給与の計算期間</th> <th>給与支給日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 諸手当 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(新設)</p>	給与の種類	給与の計算期間	給与支給日	(1) (略)	(略)	(略)	(2) 諸手当 (略)			(略)	(略)	(略)	<p>本則</p> <p>(給与の種類、計算期間及び支給日)</p> <p>第2条 特定有期雇用職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1072 533 1904 807"> <thead> <tr> <th>給与の種類</th> <th>給与の計算期間</th> <th>給与支給日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 諸手当 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>入試手当</td> <td></td> <td>別に定める</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(入試手当)</u></p> <p>第16条の2 入試手当は、別に定める特定有期雇用職員が、本学実施の<u>入学試験に関する業務に従事した場合に支給する。</u></p>	給与の種類	給与の計算期間	給与支給日	(1) (略)	(略)	(略)	(2) 諸手当 (略)			(略)	(略)	(略)	入試手当		別に定める	
給与の種類	給与の計算期間	給与支給日																											
(1) (略)	(略)	(略)																											
(2) 諸手当 (略)																													
(略)	(略)	(略)																											
給与の種類	給与の計算期間	給与支給日																											
(1) (略)	(略)	(略)																											
(2) 諸手当 (略)																													
(略)	(略)	(略)																											
入試手当		別に定める																											

附 則 (規程第 61 号)

この規程は、平成 26 年 3 月 3 日から施行し、平成 26 年 1 月 1 日から適用する。